

国際大学 I R 及び自己点検・評価規程

制定 2018年 7月 1日

改正 2020年 1月 29日

改正 2024年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、国際大学（以下「本学」という。）の目的及び使命を達成するために、教育研究活動及び管理運営機能等に関し、本学が自ら行う点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）及び本学の教育、研究等に関するデータの収集・分析・支援、すなわちインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 自己点検・評価は、本学における教育研究活動及び管理運営機能の更なる向上のため、組織的に実施する内部質保証システムである。

2 本学のIRは、自己点検・評価を支援し、また、学内の意思決定を支援する。

(実施)

第3条 自己点検・評価及びIRは、運営委員会と運営委員会のもとに置かれる「IR及び自己点検評価委員会」において運営・実施される。

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、自己点検・評価の結果から改善事項の監理を行い、内部質保証推進に責任を負う組織として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 各部門に対して改善計画書策定の指示を行う学長を支援するため、自己点検・評価報告書の内容を精査し、改善が求められる事項を学長に報告すること。
- (2) 改善計画の実施状況を監理すること
- (3) 改善活動の結果をIRの実施により客観的に点検・評価し、学長によるPDCAサイクルの推進を支援すること。
- (4) 内部質保証の方針及びその体制の見直しや、PDCAサイクルの実施に係る改善について検討すること

(IR及び自己点検・評価委員会)

第5条 IR及び自己点検・評価委員会は本学における教育研究活動及び管理運営機能について全学的観点から点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を運営委員会に提出する。

(自己点検・評価事項)

第6条 自己点検・評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 大学の使命・目的等に関すること
- (2) 学生に関すること
- (3) 教育課程に関すること
- (4) 教員・職員に関すること
- (5) 経営・管理と財務に関すること
- (6) 内部質保証に関すること
- (7) その他、大学の取り組みに関すること

(IR及び自己点検・評価委員会の構成)

第7条 IR及び自己点検・評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学 長
- (2) 研究科長
- (3) 学則第8条、第8条の2、第9条に定めるセンター及び研究所の長
- (4) 法人本部長
- (5) 事務局長
- (6) 事務局所属長
- (7) 学長の指名する者

2 学長が必要と認めたときは、前項で定める委員に替えて代理のものを出席させることができる。

3 IR及び自己点検・評価委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 IR及び自己点検・評価委員会のもとにワーキンググループを置くことができる。

(自己点検・評価結果の報告及び公表)

第8条 運営委員会は、5年ごとに自己点検・評価結果を「国際大学自己点検・評価報告書」として、理事長に提出するものとする。

2 学長は、理事長の承認を得た「国際大学自己点検・評価報告書」を学内に公表するものとする。また、理事長が必要と認めたときは、学外に対して公表できるものとする。

(自己点検・評価結果の利用)

第9条 自己点検・評価の結果は、本学の教育研究等の改善及び充実発展のために有効に利用するものとする。

(事 務)

第10条 IR及び自己点検・評価委員会の事務は、学長戦略室がこれを担当する。

(改廃手続)

第11条 本規程の改廃は、運営委員会の意見を聴き、学長が定める。

附 則

1 この規程は、2018年7月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、2015年10月7日施行の国際大学自己点検・評価規程は廃止する。

附 則

この改正は、2020年1月29日から施行する。

(第8条第1項第4号教育プログラム長の削除に伴う改正)

附 則

この改正は、2024年4月1日から施行する。

(「運営委員会」と「IR及び自己点検・評価委員会」の役割と「IR及び自己点検・評価委員会の構成」に係る変更、及び改廃手続きの追加に伴う改正)